

西宮市特別賞要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市民文化賞、西宮市まちづくり賞、西宮市民の警察官賞、西宮市民体育賞「くすのき」、西宮市民善行賞「さくらんぼ」以外に、西宮市政の発展とイメージアップ等に特別に貢献のあった個人又は団体に対し行う表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、市民及び市内に住所を有する団体、その他市長が適当と認める個人及び団体で、西宮市に特別の貢献のあったものに授与する。

(推薦)

第3条 被表彰者の推薦は、随時、別に定める様式により各所管局・部長が行う。

(被表彰者の決定)

第4条 市長は各所管局・部長の推薦する者のなかから被表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰の日時は市長が定める。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈ることにより行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。